

公立保育所の定員の見直しについて

1 趣旨

町内の保育所 5 か所（直営 3 か所、公設民営 2 か所）については、現在定員を一律 150 人に設定しているところだが、近年の保育ニーズの高まりに対応するため、設備や保育士配置基準等を満たしたうえで、定員を超えた受け入れを含む、弾力的な対応をしてきており、本町では待機児童は発生していない。

子ども・子育て支援新制度においては、平成 27 年度からの 5 年間で計画期間とする「精華町子ども・子育て支援事業計画」の中で、地域における保育ニーズとその確保方策を定めることとなっており、本町における正確な保育提供量を算出する必要があることから、適正な定員への見直しを行う。

2 現在の定員

各保育所定員：150 人 ⇒ 5 か所 計 750 人 ※歳児ごと定員は設定していない。

3 平成 27 年度以降の定員について

(1) 定員見直しに当たっての基本的事項

- ・ 2 号認定（満 3 歳以上）、3 号認定（0 歳児）、3 号認定（1～2 歳児）ごとに定員設定
- ・ 設備や職員配置基準については、従前どおり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすものであること。（面積基準については別紙）
- ・ 各保育所における平成 18 年度から 26 年度までの受け入れ実績と、今後の児童数見込みを考慮し、適正な定員に見直しを行う。

(2) 見直し後の定員（案）

（単位：人）

保育所名	3 号認定			2 号認定			計
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
ほうその	15	20	30	35	35	35	170
こまだ	15	20	30	35	35	35	170
いけたに	10	15	30	30	30	35	150
ひかりだい	15	20	30	35	35	35	170
せいかだい	15	20	30	35	35	35	170
計	70	95	150	170	170	175	830

2 号認定：515 人

3 号認定（0 歳児）：70 人

3 号認定（1・2 歳児）：245 人